



新見市告示第172号

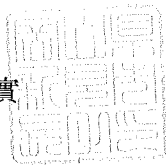
公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の居所が不明のため、地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示します。

なお、下記書類は、市長が保管し、いつでも申し出があれば交付します。

令和 8 年10月 6 日

新見市長 石 田 實



記

書類の送達を受ける者	送達する書類名	書類枚数
SEM SOKHA	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書	1
HOUT KIMSEANG	令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税 通知書兼決定通知書	1

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。